

発言席

海上自衛隊の艦艇がインド洋で米英軍等に無償で給油を開始して5年を超えた。中東に派遣されて4年目を迎える航空自衛隊の輸送機は、事実上、米軍専属の輸送部隊になっている。憲法9条の規制の下で、自衛隊は殺傷・破壊行為はしていないものの、泥沼化したイラクでの米国の軍事行動にとって不可欠な存在となっている。日本は戦争しない国と言い切れるのかという疑問が内外から出るのもやむを得ない事態ではないか。

こうした自衛隊の活動を支えるために、修理や補給などに携わる民間人が現地に派遣されていることは、あまり知られていない。防衛庁(以下、いずれも当時)は02年7月から05年12月までの間に19回57人の民間人を派遣したことを明らかにしている。

「安全のため」、「企業に迷惑がかかるから」という防衛庁の説明自体が、民間人派遣の危険性を示している。従業員を派遣している石川島播磨重工などの軍事生産企業は、危険の程度を事前に検討する基準も明らかにしていない。まして、実際の検討内容も作業の実態も明らかにしていない。防衛秘密保全の名のもとに、こうしたことが国会にも国民にも知らされず拡大している。

職場で聞かえてくるのは、せいぜい外務省が発表する海外渡航情報で、危険度(4段階)が最高の地域には行かせないといったあいまいなものだ。それすらも、当事者には「事と状況に

る。すでに、民間人の「軍事徴用」は始まっている。一般国民が派遣されるにもかかわらず、防衛庁は「安全な地域に派遣している」と言うだけで、誰が、いつ、どこに派遣されたか、危険はなかったのかなどは、一切明らかにしない。



重工産業労働組合書記長・渡辺鋼

戦地出張の民間人 守るには

よる」と受け取られている。私たちは、こうした「戦地出張」も業務である以上、労働安全衛生法が定める事業者の安全配慮義務が果たされるよう、03年以来数回、防衛庁にも厚生労働省にも要請してきた。しかし、防衛庁は「安全配慮義務は契約に応じた企業の責任」と言い切り、厚生労働省は「法が想定していないケースだ」と逃げる。

厚生労働省が、事故があった場合の労災適用すら確信しないのも、同じ理由からではないかと私たちは懸念しているが、犠牲者に補償すればすむ問題では断じてない。「戦地出張」の安全を守る法律や派遣基準がないまま、現実が進行していることこそ重大な問題である。業務命令で派遣される労働者はたまったものではない。

こんな現実のもとで、この1月に防衛省が誕生し、海外派遣を自衛隊の本来任務に格上げした。いくつかの軍事生産企業の年頭あいさつではこれを歓迎し、企業としての責任の大きさに触れている。こうした流れの中で、民間人の「戦地出張」がさらに当然とされ、拡大されることを私たちは恐れている。

私たちは「戦地出張」を認めるわけでは決していないが、誰かが必ず行かされている現実がある以上、断ればいいとすますことはできないと考えている。せめて、きちんとした派遣基準を明確にしてもらいたい。それが安全を守りうるものかを厳しくチェックするところから、私たちは始めたい。

軍事生産に従事するなら「戦地出張」は覚悟の上だろう、いやなら職業を変えればいい。こうした指摘に対して、私たちはこれまで必ずしもうまく答えられなかった。しかし、それですむ問題ではないとはっきり思うようになった。航空・輸送、土木・建設、医療といった平和産業といわれる分野も、戦地に動員される可能性が拡大している。今、どれを安全な仕事だと言い切れるのだろうか。

(毎週日曜日に掲載)